

国名:ベトナム

日本・ベトナム経済連携協定 (VJEPA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	日本・ベトナム経済連携協定 (VJEPA) (2009年10月1日発効)	Decree No. 124/2022/ND-CP dated December 30, 2022 on Vietnam's special preferential tariff schedule for implementation of ASEAN - Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement in the 2022 - 2028 period 2022年12月30日付の2022年～2028年の日本・アセアン包括的経済連携協定を実施するためのベトナムの特恵関税率表に関する政令第124/2022/ND-CP号	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No. 10/2009/TT-BCT of May 18, 2009, on implementation of the rules of origin provided in the Agreement between the Socialist Republic of Vietnam and Japan for an economic partnership.	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所/バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

			日本・ベトナムの経済連携協定に定める原産地規則の実施に関する省令第10/2009/TT-BCT号(2009年5月18日)	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請(新規申請及び2年ごとに更新が必要) <ul style="list-style-type: none"> • C/O 申請書に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 • 輸出入者の事業登記証明書(真正写し証明署名入り) • 輸出入者の納税者番号証明書(真正写し証明署名入り) • 輸出入者の製造拠点リスト(あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> • C/O 申請書 • 記入済みの C/O • 通関済みの申告書 • コマーシャル・インボイス • 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。 輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より12ヶ月以内に遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、VJEPA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発行可能。		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続あり。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	<p>非加工証明書(CNM)は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。</p> <p>申請書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) <p>発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。</p>		
11)	累積必要書類	<p>利用可能。</p> <p>必要な書類 (以下のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貨物の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後が発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

日本・アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP)				
	項目	内容	調査方法・ 情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	日本・アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP)(2008年12月1日発効)	Decree No. 120/2022/ND-CP dated December 30, 2022 on Vietnam's special preferential import tariff schedule for implementation of ASEAN - Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement during 2022 - 2028	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省(MOIT)の輸出入局(Export - Import Department)	Decision No. 44/2008/QD-BCT of December 08, 2008, promulgating the regulation on issuance of certificates of origin, form aj, for preferential tariff treatment under the ASEAN-JAPAN Comprehensive	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所/バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

			Economic Partnership Agreement.	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の 2 段階。 1. 輸出入者の情報申請(新規申請及び 2 年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書(真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書(真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト(あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査に紙媒体が必要。 輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月以内の遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、AJCEP の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発行可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	<p>非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。</p> <p>申請書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の商品の入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) <p>発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。</p>		
11)	累積必要書類	<p>利用可能。</p> <p>必要な書類 (以下のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後が発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	地域的な包括的経済連携協定 (RCEP) (2022 年 1 月 1 日発効)	2022 年～2027 年の地域的な包括的経済連携協定を実施するためのベトナムの特恵関税率表に関する政令第 129/2022/ND-CP 号 Nghị định 129/2022/NĐ-CP về biểu thuế nhập khẩu ưu đãi đặc biệt của Việt Nam để thực hiện Hiệp định Đối tác Kinh tế Toàn diện Khu vực giai đoạn 2022-2027	2023 年 1 月 27 日
2)	発給機関	ベトナムの RCEP の C/O フォーム発給機関最新リストは、商工省の電子原産地証明の管理・発給システム https://ecosys.gov.vn に掲載。		
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の 2 段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び 2 年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		<ul style="list-style-type: none"> • 輸出入者の事業登記証明書(真正写し証明署名入り) • 輸出入者の製造拠点リスト(あれば) <p>2.C/O 申請</p> <ul style="list-style-type: none"> • C/O 申請書 • 記入済みの C/O • 通関済みの申告書 • コマーシャル・インボイス(真正写し証明署名入り) • 船荷運送証券又は同等の書類(真正写し証明署名入り) • 原産地適格品リスト • 材料が他の商品生産プロセスで使用される場合、商工省が定めたフォームに基づく原産材料又は国内原産品の製造者又はサプライヤーによる原産地申告 • 生産プロセスの説明(真正写し証明署名入り) 		
5)	電子ファイル提出	<p>電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。</p> <p>輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。</p>	<p>https://ecosys.gov.vn/Homepage/GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO</p> <p>Circular 32-2022-TT-BCT 省令第 32-2022/TT-BCT 号</p>	
6)	遡及発給	出荷日より 1 年間は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、RCEP の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	<p>発給可能。</p> <p>輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。</p>		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書(CNM)は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		<p>申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申請書 • 記入済み CNM • 通関済みの申告書 • 最初の輸出国が発給した C/O の原本 • 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) • 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) <p>発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。</p>		
11)	累積必要書類	規定なし。		

アセアン物品貿易協定 (ATIGA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン物品貿易協定 (ATIGA) (2010年5月15日発効)	Decree No. 126/2022/ND-CP 政令第126/2022/ND-CP号	2023年1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)		
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpp/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> C/O 申請書 記入済みの C/O 通関済みの申告書 コマーシャル・インボイス 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/GuideDetailByAlias.aspx?CateAli	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められる。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給する。	as=huong-dan-khai-bao-CO Circular 10-2022-TT-BCT 省令第 10-2022/TT-BCT 号	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、ATIGA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後に発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

アセアン－中国自由貿易協定 (ACFTA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン－中国自由貿易協定 (ACFTA) (2005年7月発効)	Decree No. 118/2022/ND-CP 政令第 118/2022/ND-CP号	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No. 12/2019/TT-BCT 省令第 12/2019/TT-BCT号	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqppl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 カ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、ACFTA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後が発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

アセアン－韓国自由貿易協定 (AKFTA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン－韓国自由貿易協定 (AKFTA) (2007年6月発効)	Decree No. 119/2022/ND-CP 政令第 119/2022/ND-CP号	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No. 20/2014/TT-BCT 省令第 20/2014/TT-BCT号	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、AKFTA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後が発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

アセアン-インド自由貿易協定 (AIFTA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン-インド自由貿易協定 (AIFTA) (2010年10月1日発効)	Decree No. 122/2022/ND-CP 政令第 122/2022/ND-CP号	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No. 15/2010/TT-BCT 省令第 15/2010/TT-BCT号	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、AIFTA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後に発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

アセアン－オーストラリア－ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン－オーストラリア－ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA) (2010年10月1日発効)	Decree No. 121/2022/ND-CP 政令第121/2022/ND-CP号	2023年1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No.07/2020/TT-BCT 省令第07/2020/TT-BCT号	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、AANZFTA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 CO 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後が発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

アセアン－香港自由貿易協定 (AHKFTA)				
	項目	内容	調査方法・情報源	調査日 (確認日)
1)	EPAs/FTAs	アセアン－香港自由貿易協定 (AHKFTA) (2019年6月11日発効)	Decree No. 123/2022/ND-CP 政令第 123/2022/ND-CP号	2023年 1月27日
2)	発給機関	商工省 (MOIT) の輸出入局 (Export – Import Department)	Circular No. 21/2019/TT-BCT 省令第 21/2019/TT-BCT号	
3)	発給手数料	無料 (C/O 申請書一件当たりの暫定手数料 VND 60,000 は、現在未承認。)	https://chinhphu.vn/du-thao-vbqpl/du-thao-thong-tu-quy-dinh-muc-thu-che-do-thu-nop-quan-ly-va-su-dung-phi-chung-nhan-xuat-xu-hang-5400	
4)	必要書類／申請手順	申請手続きは、次の2段階。 1. 輸出入者の情報申請 (新規申請及び2年ごとに必要) <ul style="list-style-type: none"> ● C/O に署名する権限を有する者の署名見本及び輸出入者の印鑑見本の登録 ● 輸出入者の事業登記証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の納税者番号証明書 (真正写し証明署名入り) ● 輸出入者の製造拠点リスト (あれば) 2. C/O 申請 <ul style="list-style-type: none"> ● C/O 申請書 ● 記入済みの C/O ● 通関済みの申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 船荷運送証券又は同等の書類 		
5)	電子ファイル提出	電子申請可能。ただし、C/O 発給直前の最終審査において紙媒体が必要。	https://ecosys.gov.vn/Homepage/	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年1月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		輸入製品に対し、電子 C/O は認められない。また、ベトナム当局は、輸出製品に対し、電子 C/O を発給しない。	GuideDetailByAlias.aspx?CateAlias=huong-dan-khai-bao-CO	
6)	遡及発給	出荷日より 12 ヶ月は遡及発給可能。		
7)	再発給	忘失・破損等の場合、AHKFTA の運用上の手続きに従って再発給可能。		
8)	第三国インボイス	発給可能。 輸入国への輸入貨物のインボイス番号及び発行日の入力が必要。また、第三国に所在する会社の正式名称及び住所の入力も必要。		
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Back-to-back 証明書の手続きは可能。新規 C/O 申請と同様。		
10)	非加工証明書	非加工証明書 (CNM) は、国外品で保税倉庫に保管されているものに利用可能。 申請書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 記入済み CNM ● 通関済みの申告書 ● 最初の輸出国が発給した C/O の原本 ● 船荷運送証券又は同等の書類 (真正写し証明署名入り) ● 関税当局が認証した保税倉庫の貨物入出庫申告書 (真正写し証明署名入り) 発給当局: 商工省の地方輸出入課 (Regional Export – Import Divisions) 又はベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)。		
11)	累積必要書類	利用可能。 必要な書類 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の輸出者・製造者の申告書 ● コマーシャル・インボイス ● 材料輸出加盟国が発給した材料の C/O の写し及びその後に発給された C/O の写し ● その他の関連書類 		

調査日 (確認日): 2023 年 1 月 27 日

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。